

茨城県報

号外第3号

平成3年1月14日

月曜日

目 次

告 示

ページ

- 保安林の指定の予定(林業課)..... 1
- 道路の区域変更(2件)(道路維持課)..... 2
- 土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿の確定及び
選挙すべき委員数(都市計画課)..... 3
- 土地改良事業の適当決定(4件)(土地改良事務所)..... 4
- 土地改良区役員の就退任(2件)()..... 5
- 換地計画の適当決定()..... 8
- 換地処分(2件)()..... 8

公 告

- 特定漁業者に対する共済契約の締結の申込みについての同意
を求めるための発起の届出(3件)(漁政課)..... 9
- 公共測量の実施(用地課)..... 10
- 都市計画の図書の縦覧(3件)(都市計画課)..... 10

告 示

茨城県告示第24号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により告示する。

平成3年1月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 指定を予定している森林の所在場所

久慈郡里美村折橋字横川1283の1, 1284, 1284の2, 字北ノ大沢1873, 1886, 1887の2, 1887の3, 1888の1, 1889の1, 1889の2, 1890の1, 1890の2, 1891の1, 1891の3, 1892, 字北大沢1889の5, 1889の6, 1891の4から1891の7まで, 字南大沢1896, 1896の1から1896の5まで, 1896の7, 1896の8, 1897から1900まで, 1901の1から1901の6まで, 1902, 1903の1から1903の3まで, 1904, 1905の1から1905の3まで, 1906から1910まで, 1912の1から1912の5まで, 1

913, 1913の1から1913の7まで, 1914の2

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採方法

ア 主伐に係る伐採種は, 定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は, 多賀地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐にかかる森林は, 次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は, 省略し, その関係書類を茨城県庁並びに里美村役場に備え置いて縦欄に供する。)

茨城県告示第25号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は, 平成3年1月14日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成3年1月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 道路の種類 県道

2 路線名 潮来佐原線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
行方郡潮来町大字延方字白幡甲 726-3番地から	旧	メートル 最大 19.0	メートル 3713.0	
行方郡潮来町大字潮来字浅間下 5061番地まで		最小 5.5		
行方郡潮来町大字延方字 塔ノ下甲1544-2番地先から	新	最大 186.0	6750.0	潮来町道の県道編 入に伴う付替
行方郡潮来町大字潮来字浅間下 5065番地まで		最小 4.2		

茨城県告示第26号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成3年1月14日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成3年1月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 竜ヶ崎潮来線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
行方郡潮来町大字潮来字浅間下 73-3番地から	旧	メートル 最大 25.0	メートル 3250.0	
行方郡潮来町大字大州字大州 1464-1番地まで		最小 7.0		
行方郡潮来町大字潮来字浅間下 12番地から	新	最大 19.0	3543.0	
行方郡潮来町大字延方字白幡甲 726-3番地まで		最小 5.5		

茨城県告示第27号

平成3年2月6日に執行する水戸・勝田都市計画事業常陸那珂土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿について、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第21条第3項の規定に基づくすべての異議について決定を終り、同令第22条第4項の規定に基づくこの選挙において選挙すべき委員の数を次のとおり定めたので、同令第22条第1項及び第4項の規定により公告する。

平成3年1月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

記

宅地の所有者が選挙すべき委員の数

8 人

茨城県告示第28号

大和村西土地改良区から平成 2 年 12 月 10 日付けで認可申請のあった中根東地区土地改良事業については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により平成 2 年 12 月 18 日適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成 3 年 1 月 14 日

茨城県下館土地改良事務所長 佐 竹 常 男

1 縦覧に供する書類

大和村西土地改良区定款の写し

中根東地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成 3 年 1 月 16 日から平成 3 年 2 月 8 日まで

3 縦覧の場所

大和村役場

**茨城県告示第29号**

村田村外三ヶ村土地改良区から平成 2 年 12 月 14 日付けで認可申請のあった中谷原地区土地改良事業については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により平成 2 年 12 月 19 日適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成 3 年 1 月 14 日

茨城県下館土地改良事務所長 佐 竹 常 男

1 縦覧に供する書類

村田村外三ヶ村土地改良区定款の写し

中谷原地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成 3 年 1 月 16 日から平成 3 年 2 月 8 日まで

3 縦覧の場所

明野町役場



茨城県告示第30号

結城市から平成2年6月15日付けで認可申請のあった今泉下地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により平成2年12月11日適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成3年1月14日

茨城県下館土地改良事務所長 佐 竹 常 男

1 縦覧に供する書類

今泉下地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成3年1月16日から平成3年2月8日まで

3 縦覧の場所

結城市役所

茨城県告示第31号

総和町から平成2年11月30日付けで認可申請のあった前林西地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、平成2年12月20日適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成3年1月14日

茨城県境土地改良事務所長 高 橋 展 男

1 縦覧に供する書類

前林西地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成3年1月16日から平成3年2月8日まで

3 縦覧の場所

総和町役場

茨城県告示第32号

鹿島郡大洋村大字汲上字南原山2415番地の12に事務所を置く大洋土地改良区から次のとおり役員就退任があった旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

平成3年1月14日

茨城県鉾田土地改良事務所長 海 沼 哲 雄

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
鹿島郡大洋村大字江川272の3	理 事	沼 田 春 吉	
〃 〃 中居54	〃	荒 野 直 利	
〃 〃 〃 1251	〃	箕 輪 稔	
〃 〃 札760の3	〃	飯 島 恒	
〃 〃 〃140の3	〃	宮 本 勝 徳	
〃 〃 〃164	〃	門 井 正 勝	
〃 〃 大蔵229	〃	箕 輪 由 巳	
〃 〃 〃 1249	〃	人 見 敬	
〃 〃 阿玉220	〃	高 野 康	
〃 〃 〃 140	〃	戸 島 忠	
〃 〃 梶山453	〃	田 山 清	
〃 〃 〃 631	〃	高 野 隆 夫	
〃 〃 〃 2263	〃	小 倉 幸 次	
〃 〃 二重作890	〃	田 山 正	
〃 〃 台濁沢817	〃	小 沼 弘	
〃 〃 青山1534	〃	吉 沢 孝	
〃 〃 汲上798の1	〃	池 田 弘	
〃 〃 〃 1594	〃	槐 保 之	
〃 〃 〃 4060	〃	井 郷 昌 夫	
〃 〃 上沢1833	〃	仲 田 勝 義	
〃 〃 〃 732	〃	石 津 健 郎	
〃 〃 〃 219の1	〃	小 野 敏 正	
〃 〃 飯島492の2	〃	東 峰 力 也	
〃 〃 〃 908の24	〃	飯 島 八 蔵	
〃 〃 上幡木750	監 事	長 峰 四 郎	
〃 〃 上沢1890	〃	菅 谷 甫	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
鹿島郡大洋村大字江川272の3	理 事	沼 田 春 吉	
〃 〃 中居54	〃	荒 野 直 利	
〃 〃 〃 600の1	〃	風 間 捷 雄	
〃 〃 札164	〃	門 井 正 勝	

鹿島郡大洋村大字札1389	理 事	尾 島 三 好
〃 〃 〃 941の2	〃	菅 谷 新 一
〃 〃 大蔵571の2	〃	飯 島 清
〃 〃 〃 568	〃	菅 谷 藏
〃 〃 阿玉431の2	〃	渡 邊 賛 明
〃 〃 〃 299	〃	戸 島 勝 男
〃 〃 梶山367	〃	田 山 真
〃 〃 〃 606	〃	勢 子 秀 雄
〃 〃 〃 2263	〃	小 倉 幸 次
〃 〃 二重作818	〃	竹 澤 勝 男
〃 〃 台濁沢1234の2	〃	小 沼 稔 行
〃 〃 〃 817	〃	小 沼 弘
〃 〃 汲上798の1	〃	池 田 弘
〃 〃 〃 1540	〃	菅 谷 新 衛
〃 〃 〃 4060	〃	井 郷 昌 夫
〃 〃 上沢1833	〃	仲 田 勝 義
〃 〃 〃 1521	〃	菅 谷 壽 男
〃 〃 〃 729	〃	菅 谷 安 夫
〃 〃 飯島18	〃	飯 島 高 雄
〃 〃 〃 908の24	〃	飯 島 八 藏
〃 〃 上幡木750	監 事	長 峰 四 郎
〃 〃 上沢1890	〃	菅 谷 甫
〃 〃 汲上1736	〃	小 堤 清 継

茨城県告示第33号

新治郡新治村藤沢 975 に事務所を置く矢の川上流土地改良区から、次のとおり役員が退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

平成3年1月14日

茨城県土浦土地改良事務所長 中 嶋 茂

退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
土浦市大字今泉1480番地の4	監 事	大 関 操	

茨城県告示第34号

大増土地改良区から平成2年12月5日付けで認可申請のあった板敷地区の換地計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の2第1項により、平成2年12月20日適当と決定したから、同条第4項において準用する同法第8条第6項の規定により告示する。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成3年1月14日

茨城県土浦土地改良事務所長 中 嶋 茂

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧の期間

平成3年1月16日から平成3年2月8日まで

3 縦覧の場所

八郷町役場

~~~~~

**茨城県告示第35号**

平成2年10月30日付けで江土改指令第8号で認可した根本地区の更正換地計画については、豊田新利根土地改良区から換地処分があった旨届け出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定により公示する。

平成3年1月14日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 有 吉 潔

~~~~~

茨城県告示第36号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営ほ場整備事業一の瀬上流地区第1換地区にかかる換地処分をした。

平成3年1月14日

茨城県土浦土地改良事務所長 中 嶋 茂

~~~~~

## 公 告

### ●特定漁業者に対する共済契約の締結の申込みについての同意を求めるための発起の届出

漁業災害補償法施行規則（昭和39年農林省令第35号）第48条の2において準用する同規則第46条第1項の規定により、次の者から小型平磯加入区の特定第2号漁業者に対する共済契約の申込みについての同意を求めるための発起の届出があったので、同条第3項の規定により公示する。

なお、小型平磯加入区の特定第2号漁業者調書を平成3年1月14日から平成3年1月16日まで平磯漁業協同組合において縦覧する。

平成3年1月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

届出者

那珂湊市平磯町1716-5 大 内 清 一

那珂湊市平磯町1274 大 内 重 明

~~~~~  
漁業災害補償法施行規則（昭和39年農林省令第35号）第48条の2において準用する同規則第46条第1項の規定により、次の者から北茨城加入区の特定第3号漁業者に対する共済契約の申込みについての同意を求めるための発起の届出があったので、同条第3項の規定により公示する。

なお、北茨城加入区の特定第3号漁業者調書を平成3年1月14日から平成3年1月16日まで平潟漁業協同組合、大津漁業協同組合及び会瀬漁業協同組合において縦覧する。

平成3年1月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

届出者

北茨城市平潟町140-3 鈴 木 勇

北茨城市平潟町93 田 所 昭 一

~~~~~  
漁業災害補償法施行規則（昭和39年農林省令第35号）第48条の2において準用する同規則第46条第1項の規定により、次の者から波崎加入区の特定第3号漁業者に対する共済契約の申込みについての同意を求めるための発起の届出があったので、同条第3項の規定により公示する。

なお、波崎加入区の特定第3号漁業者調書を平成3年1月14日から平成3年1月16日まで波崎漁業協同組合及び波崎共栄漁業協同組合において縦覧する。

平成3年1月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

届出者

鹿島郡波崎町9261 幸 保 文 司

鹿島郡波崎町9547

喜太屋漁業(合)

鹿島郡波崎町9416

網代孝太郎

**●公共測量の実施**

測量法(昭和24年法律第188号)第5条の規定に基づく公共測量を次のとおり実施する旨通知があったので、同法第14条第3項の規定により公示する。

平成3年1月14日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 測量機関 外野第一土地区画整理組合
- 2 作業種類 公共測量(画地確定図作成)
- 3 作業期間 平成3年1月16日から平成3年6月30日まで
- 4 作業地域 勝田市東石川地内

**●都市計画の図書の縦覧**

研究学園都市計画下水道の変更に伴い、つくば市から当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成3年1月14日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 都市計画を変更する土地の区域

追加する区域

つくば市大字前野字門畠, 字花畑, 字山木地東の一部

大字前野字大鹿西, 字大鹿東, 字山木地, 字石橋, 字坊の脇, 字山木地表, 字矢崎,

字大鹿, 字竹の下, 字窄畑, 字山木地西の一部

大字長高野字仲, 字大坊の一部

大字若森字谷津, 字吹上, 字南谷津, 字花ソ子の一部

字八幡の全部

大字篠崎字西坪後, 字鹿堀, 字小砂, 字池端, 字片町, 字東新田, 字砂久保, 字須

津賀, 字堤添, 字蛭田岡, 字大海道の一部

大字篠崎字前新田, 字雨新田間, 字前新田後, 字中新田, 字西坪の全部

大字大砂字根木山, 字宮西, 字雑耕地, 字中畑, 字中坪の一部

大字大砂字山王坪, 字山王前, 字西坪, 字東坪, 字南坪, 字山王の全部

大字大砂字筑波道西, 字折戸, 字瓜畑, 字向山, 字西スカ, 字北原の一部

字原中の全部

大字長高野字八幡前，字西脇，字小鍋内，字後山，字西坪前，字一本松，字鳥井戸，  
字折原，字鳥瓜，字前畑の一部

大字西高野字西原，字本田，字切堤，字五十塚，字中妻，字宮西，字長町，字鳳地，  
字柳堤，字二本榎，字大作の一部

大字大曾根字松原の一部

大字上郷字道角，字浅見，字大境の一部

大字手生子字宮東，字前畑，字内山，字田畑，字海道，字海道東，字権隈堂の一部

大字今鹿島字上屋敷西，字上屋敷東，字十花山，字四ツ谷，字下田，字下屋敷西，  
字下屋敷東，字古屋敷東の一部

字四ツ谷後の全部

大字苜間字東海道，字西海道，字野中山，字坪ノ内，字東浦，字経塚，字上ノ前，  
字神田，字辻ノ下，字常福寺，字野土山，字谷頭，字八幡，字久保，字仲  
道，字明神後の一部

字屋敷，字上宿，字上ノ後，字塚岸，字辻，字中宿，字八幡前，字辻原，  
字西浦，字大橋道，字蔵屋敷，字金剛寺，字原，字台，字八幡脇，字八幡  
後，字妻，字中道の全部

大字原字海道，字稻荷前，字土手下の一部

字屋敷，字西浦，字蔵屋敷，字蔵脇の全部

大字上横場字中台，字石居，字道心塚，字上原，字本郷地，字下堀，字藤原の一部

大字小白碓字梨ノ木，字谷ツ向の一部

大字谷田部字藤ヶ入の一部

大字下広岡字清水久保の一部

大字上境字滝ノ台，字滝ノ山，字池下の一部

字大日，字陣場台の全部

大字金田字観音後の一部

字長者塚の全部

大字妻木字向田の一部

大字花室字妻木前，字才木前，字浦山，字清水，字字々山，字橋向，字大道の全部  
字大根，字大道添，字掘尻の一部

大字上ノ室字大境，字薙ノ谷，字加茂山，字大日山，字土佐山，字熊ノ坂，字熊ノ  
脇，字熊ノ山，字ノバ，字堂久保，字屋敷，字タリカワ，字宅地下，  
の全部

字堀尻，字入定保，字入定原，字花立，字上原，字ヒツタラ塚，字館坪，  
字館，字天神，字カヨウジ，字フンキリ，字宿ノ台，字大観音，字ハマ

イバ, 字長久保, 字稻荷脇, 字西ノ坪, 字堂ノ脇, 字堂ノ下の一部  
 大字倉掛字野池, 字砂, 字上新地脇, 字明神門の一部  
 大字吉瀬字西堂, 字白金の全部  
 字西堂前, 字黄金, 字後, 字本屋敷, 字東門前, 字吉瀬の一部  
 大字横町の一部  
 大字栄の一部  
 大字松塚の一部  
 大字横町字小山の一部  
 大字松塚字寺家前, 字中道, 字久保, 字松塚の一部  
 字寺ノ前, 字境内, 字里ノ前の全部  
 大字柴崎字小太郎, 字遠原の一部  
 大字妻木字松見の一部  
 大字筑波字神地, 字東町, 字宮脇, 字西沢, 字西山, 字四丁目, 字五丁目, 字道明,  
 字六本松, 字外輪町, 字大貫の各一部  
 字横道の全部  
 大字臼井字石田寺, 字小山, 字大沢, 字辻, 字稲野下, 字清水内, 字中坪, 字御屋  
 敷, 字山王, 字夫内, 字田中, 字辻ノ前, 字塚合, 字田中前, 字赤塚,  
 字生井下の各一部  
 大字神郡字二ツ橋, 字根ノ下, 字上町, 字薬師前, 字長町, 字道城前, 字ハ龍神,  
 字西, 字飯田西, 字飯田前, 字才宮司, 字川子板, 字赤, 字石井, 字小山,  
 字大門先, 字天神, 字入定山, 字五反田, 字御供田, 字下内町, 字大苗代,  
 字石橋, 字砂押, 字大貫前の一部  
 字仲町, 字下町の全部  
 大字北条字北浦, 字永瀬の一部  
 大字添所の一部  
 大字大貫字東, 字前, 字大貫前, 字稻荷前, 字樋ノ口, 字八幡脇, 字東大貫, 字塚  
 田, 字国神の一部  
 大字中菅間字稻荷, 字北畑, 字不動堂, 字稻荷前, 字前田, 字東田, 字白山道南,  
 字白山道下, 字諏訪宮, 字南田, 字殿内, 字八龍神の一部  
 字宅地, 字曲り松の全部  
 大字池田字狭間, 字屋敷東川端, 字屋敷川端, 字入樋脇, 字堂一前, 字屋敷前, 字  
 西浦, 字川端, 字古屋敷, 字鍛冶屋堀, 字香取西の一部  
 大字磯部字一本木, 字土器内, 字龍ノ尾の一部  
 大字田中字宮ノ下, 字根下, 字高嶋, 字辻後, 字八反田, 字諏訪脇, 字登り内, 字

中根前, 字坪ノ内, 字天神, 字西畑, 字屋敷, 字堂ノ下, 字寺田, 字竹ノ下, 字反町, 字五反田, 矢ノ田の一部

字引松, 字天神の全部

大字水守字館ノ下, 字伏間, 字館ノ内, 字館ノ堀, 字北口, 字本西, 字館ノ内, 字新田後, 字三島前, 字天ノ宮, 字新田脇, 字西, 字稲荷前, 字小張海道, 字於里, 字宿山, 字新田前, 字山ノ神の一部

大字水守字打出, 字南, 字東字前畑の全部

2 縦 覧 場 所

茨城県土木部都市計画課

●都市計画の図書の縦覧

岩井・境都市計画下水道の変更に伴い, 境町から当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので, 都市計画法 (昭和43年法律第 100 号) 第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により, 当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成 3 年 1 月 14 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 都市計画を変更する土地の区域

都市計画変更 (廃止) に係る土地の区域

境町字宮前, 字宮本町北側, 字宮脇, 字上町西側, 字中町西側, 字上町東側, 字仲町東側, 字住吉町西側, 字鹿ノ台, 字松田, 字坂花, 字中道, 字田通, 字権現前, 字下ノ谷, 字小川戸, 字横町, 字向地, 字浅間下, 字鹿島下, 字浅間前, 字蓮池  
境町大字下小橋字郷, 字連地, 字大道西, 字大道東, 字竹下及び榎戸

2 縦 覧 場 所

茨城県土木部都市計画課

●都市計画の図書の縦覧

岩井・境都市計画下水道の決定に伴い, 境町から当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので, 都市計画法 (昭和43年法律第 100 号) 第20条第 2 項の規定により, 当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成 3 年 1 月 14 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 都市計画を定める土地の区域

都市計画の決定に係る土地の区域

(名 称) 境町公共下水道

(土地の区域) 茨城県猿島郡境町字稻荷, 字上野, 字小川戸, 字鹿島, 字鹿ノ台, 字鹿野, 字上町東側, 字上町西側, 字権現前, 字庚申塚, 字香取, 字里の内, 字三町歩, 字下ノ谷, 字下田, 字清水, 字清水台, 字末広, 字住吉町西側, 字浅間下, 字浅間前, 字浅間, 字浅間東, 字浅間社境外, 字塚越, 字中通, 字仲町東側, 字仲町西側, 字八幡, 字日枝字びは砂, 字不二東, 字畑ノ台, 字松田, 字間ノ谷, 字宮久保, 字宮脇, 字宮後, 字宮本町南側, 字宮本町北側, 字向地, 字横町, 字龍神, 字六夜塚, 字田通, 字三丁歩及び字宮前並びに大字長井戸字間ノ谷の全部  
境町字稻荷前, 字垵場, 字裏町西側, 字鹿島下, 字北野, 字坂花, 字堤外, 字日枝下, 字藤浪, 字船町東側, 字船町西側, 字堀ノ内, 字松ノ岡, 字山ノ神, 字蓮池, 字蓮池下, 字馬場先及び字水神, 大字長井戸字水久保及び字殿山, 大字西泉田字下野原及び字海道向, 大字上小橋字長五郎分, 大字下小橋字宮久保, 字上野及び字蟬野, 大字染谷字遠上及び字宮東並びに大字大歩字原山の各一部

## 2 縦 覧 場 所

茨城県土木部都市計画課

~~~~~

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
(休日の場合は繰下発行) (金 2,300円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 0292 (21) 8 1 1 1 (代)